

総務政策委員会記録

開会年月日	平成 26 年 7 月 7 日
開会時刻	午前 9 時 57 分
閉会時刻	午前 11 時 10 分
出席委員名	◎中村 豊治 ○黒木騎代春 野崎 隆太 野口 佳子
	吉岡 勝裕 品川 幸久 小山 敏 工村 一三
	佐之井久紀
	世古口新吾議長
欠席委員名	
署名者	野崎 隆太 野口 佳子
担当書記	加藤 寿人
審議議案	議案第 45 号 平成 26 年度伊勢市一般会計補正予算（第 1 号）中総務政策委員会関係分
	議案第 48 号 伊勢市職員定数条例の一部改正について
	議案第 49 号 市長及び副市長の給与及び旅費に関する条例の一部改正について
	議案第 50 号 伊勢市市税条例等の一部改正について
	議案第 51 号 伊勢市都市計画税条例の一部改正について
	議案第 57 号 大湊町津波避難施設新築工事の請負契約について
	議案第 58 号 伊勢市消防・防災センター（仮称）新設工事（建築工事）の請負契約について
	議案第 59 号 伊勢市消防・防災センター（仮称）新設工事（電気設備工事）の請負契約について
	議案第 60 号 伊勢市消防・防災センター（仮称）新設工事（機械設備工事）の請負契約について
	議案第 61 号 消防救急デジタル無線システム及び高機能消防指令センター（Ⅱ型）総合整備事業の請負契約について
	平成 26 年 請願第 1 号 新聞への消費税軽減税率適用を求める請願
	継続調査案件 ふるさと未来づくりに関する事項
説明者	環境生活部長、環境生活部参事、市民交流課長
	ほか関係参与

審議の経過

中村委員長が開会を宣言し、会議録署名者に野口委員、野崎委員を指名した。直ちに議事に入り、「議案第 45 号 平成 26 年度伊勢市一般会計補正予算（第 1 号）中、総務政策委員会関係分」、「議案第 48 号 伊勢市職員定数条例の一部改正について」、「議案第 49 号 市長及び副市長の給与及び旅費に関する条例の一部改正について」、「議案第 50 号 伊勢市市税条例等の一部改正について」、「議案第 51 号 伊勢市都市計画税条例の一部改正について」、「議案第 57 号 大湊町津波避難施設新築工事の請負契約について」、「議案第 58 号 伊勢市消防・防災センター（仮称）新設工事（建築工事）の請負契約について」、「議案第 59 号 伊勢市消防・防災センター（仮称）新設工事（電気設備工事）の請負契約について」、「議案第 60 号 伊勢市消防・防災センター（仮称）新設工事（機械設備工事）の請負契約について」、「議案第 61 号 消防救急デジタル無線システム及び高機能消防指令センター（Ⅱ型）総合整備事業の請負契約について」、及び「平成 26 年請願第 1 号 新聞への消費税軽減税率適用を求める請願」の 11 件について審査し、議案第 48 号、議案第 49 号、議案第 51 号、議案第 57 号、議案第 58 号、議案第 59 号、議案第 60 号、及び議案第 61 号については全会一致で原案どおり可決すべしと、議案第 45 号中総務政策委員会関係分及び議案第 50 号については賛成多数で原案どおり可決すべしと、請願第 1 号については全会一致で継続審査にすべしとそれぞれ決定した。

付託案件の審査終了後、継続調査案件となっている「ふるさと未来づくりに関する事項」について審査し、引き続き調査を継続することと決定し、委員会を閉会した。

開会 午前 9 時 57 分

◎中村豊治委員長

おはようございます。

それではただいまから、総務政策委員会を開会をいたします。

本日の出席者は全員でありますので、会議は成立をいたしております。

これより会議に入ります。

本日の会議録署名者 2 名は、委員長において、野崎委員、野口委員の御両名を指名いたします。

本日、御審査いただきます案件は、去る 6 月 23 日及び 6 月 30 日の本会議におきまして、総務政策委員会に審査付託を受けました、「議案第 45 号 平成 26 年度伊勢市一般会計補正予算（第 1 号）中、総務政策委員会関係分ほか 9 件」、「平成 26 年請願第 1 号 新聞への消費税軽減税率適用を求める請願」、及び「継続調査案件 1 件」計 12 件であります。

案件名につきましては、皆さんのお手元に配布させていただいたとおりであります。

お諮りをいたします。

審査の方法につきましては、委員長に御一任を願いたいと思っておりますが、御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

◎中村豊治委員長

はい、ありがとうございます。

御異議なしと認め、そのように決定をいたしました。

また、委員間の自由討議につきましては、申し出がありましたら随時行いたいと思いますので、よろしくお願いいたします。

【「議案第45号 平成26年度一般会計補正予算（第1号）」中、総務政策委員会関係分】

◎中村豊治委員長

それでは初めに、「議案第45号 平成26年度一般会計補正予算（第1号）」中、総務政策委員会関係分の御審査をお願いいたします。

審査の便宜上、歳出から審査に入ります。

補正予算書の12ページを開いてください。

よろしいですか。

款2 総務費を款一括で御審査をお願いいたします。

御発言ありましたらお願いします。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

◎中村豊治委員長

はい、ありがとうございます。

御発言もないようでありますので、款2の審査を終わります。

次に24ページをお開きください。24から25ページ。

款10 消防費を款一括で御審査をお願いをいたします。

御発言ありましたらお願いをいたします。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

◎中村豊治委員長

はい、御発言もないようでありますので、款10の審査を終わります。

以上で、歳出の審査を終わります。

10ページに戻ってください。10から11ページです。

次に歳入の審査を款一括でお願いいたします。

御発言ありましたらお願いいたします。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

◎中村豊治委員長

よろしいですか。

はい、御発言もないようでありますので、以上で歳入の審査を終わります。

補正予算書の1ページを開いてください。

条文の審査に入ります。条文の審査は条文一括でお願いをいたします。

御発言がありましたらお願いいたします。

ありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

◎中村豊治委員長

はい、ありがとうございます。

御発言もないようでありますので、条文の審査を終わります。

以上で議案第45号中、総務政策委員会関係分の審査を終わります。

討論がありましたら、お願いいたします。

〔「委員長」と呼ぶ者あり〕

◎中村豊治委員長

はい、副委員長。

○黒木騎代春副委員長

それでは、討論させていただきます。

この補正予算の中には、電算事務管理費としてマイナンバー制度に対応するためのシステムの改修費、1億4,885万円が含まれております。

この問題では、アメリカでは既に実施されてきましたけれども、成りすまし犯罪というのが横行し、手直しが迫られ、イギリスでは、この問題点、ふえてきたということで共通番号制というような、そういう概念での運用は廃止されております。

個人情報保護についての実効性のある対策がない、欠陥があると指摘されている問題です。

日本でも、情報漏えいや犯罪が際限なく広がる可能性があるという指摘もされておりまして、今後、この問題では民間への情報提供も想定されているということがありまして、大変な懸念が予想されます。

私としては、市民の利益を守る立場から考えて反対せざるを得ないという意思を表明させていただきまして、討論させていただきます。

◎中村豊治委員長

他にございますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

◎中村豊治委員長

ないようですので、以上で討論を終わります。

お諮りいたします。

「議案第45号 平成26年度伊勢市一般会計補正予算（第1号）」中、総務政策委員会関係分につきまして、原案どおり可決すべしと決定することに賛成の方の御起立をお願いします。

〔賛成者起立〕

はい、ありがとうございます。

起立多数と認めます。

よって、「議案第45号」中、総務政策委員会関係分につきましては、原案どおり可決すべしと決定をいたしました。

【議案第48号 伊勢市職員定数条例の一部改正について】

◎中村豊治委員長

はい、次に条例等議案書の1ページを開いてください。

「議案第48号 伊勢市職員定数条例の一部改正について」を御審査を願います。

御発言ありましたらお願いします。

よろしいですか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

◎中村豊治委員長

はい、御発言もないようでありますので、以上で審査を終わります。

討論は、ないですね。

はい、ありがとうございます。

お諮りいたします。

「議案第48号 伊勢市職員定数条例の一部改正」につきましては、原案どおり可決すべしと決定いたしまして、御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

◎中村豊治委員長

はい、ありがとうございます。

御異議なしと認め、そのように決定をいたしました。

【議案第49号 市長及び副市長の給与及び旅費に関する条例の一部改正について】

◎中村豊治委員長

次に、4ページを開いてください。

「議案第49号 市長及び副市長の給与及び旅費に関する条例の一部改正について」を御審査願います。

御発言ありましたらお願いします。

ありませんか。はい、ありがとうございます。

御発言もないようでありますので、以上で審査を終わります。

お諮りいたします。

「議案第49号 市長及び副市長の給与及び旅費に関する条例の一部改正」につきましては、原案どおり可決をして決定いたしまして、御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

◎中村豊治委員長

はい、ありがとうございます。

御異議なしと認めます。そのように決定いたしました。

【議案第50号 伊勢市市税条例等の一部改正について】

◎中村豊治委員長

次に、7ページを開いてください。

「議案第50号 伊勢市市税条例等の一部改正について」を御審査願います。

御発言ありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

◎中村豊治委員長

はい、御発言もないようでありますので、以上で審査を終わります。

よろしいですか。

〔「討論させてください」と呼ぶ者あり〕

◎中村豊治委員長

討論がありましたらお願いします。

〔「委員長」と呼ぶ者あり〕

◎中村豊治委員長

はい、副委員長。

○黒木騎代春副委員長

この条例案について、反対の立場から討論をさせていただきます。

今回、法人市民税の法人税割を引き下げて国税である地方法人税を創設して、それを地方交付税の原資にするとのことでした。

本会議の質疑でも明らかになりましたけれども、伊勢市に入る法人市民税が減額となりますけれども、新たに交付税措置される金額では、現状では、その額は不明だと。確実に担保されてるともいえない状況だと捉えました。

また、自動車税に関してですけれども、二輪車、軽自動車、古い自動車に対する増税があるわけですが、いずれも庶民増税だということで、働く人の賃金が下がり続けている中で、車が古くなっても買いかえってというのは、なかなか容易にできないという現状があると思います。

現にガソリン価格も高騰して、二輪車あるいは軽自動車を使うということは、生活防衛のための知恵というふうになってると思います。

特に軽自動車が伸びてるということも明らかになりました。

そこを狙っての増税ということで、国民の、市民の立場から納得を得られないやり方だと、いうこのような庶民増税は容認できないという立場から反対ということを表明させていただきます。

以上です。

◎中村豊治委員長

はい、他にありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

◎中村豊治委員長

はい、ないようでありますので、以上で討論を終わります。

お諮りをいたします。

「議案第50号 伊勢市市税条例等の一部改正」につきましては、原案どおり可決すべしと決定することに賛成の方は、御起立をお願いします。

〔賛成者起立〕

はい、ありがとうございます。

起立多数と認めます。

よって、議案第50号は、原案どおり可決すべしと決定いたしました。

【議案第51号 伊勢市都市計画税条例の一部改正について】

◎中村豊治委員長

次に、40ページを開いてください。

「議案第51号 伊勢市都市計画税条例の一部改正について」の御審査をお願いいたします。

御発言がありましたらお願いします。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

◎中村豊治委員長

はい、御発言もないようでありますので、以上で審査を終わります。
討論はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

◎中村豊治委員長

はい、討論もないようでありますので、以上で討論を終わります。
お諮りいたします。

「議案第51号 伊勢市都市計画税条例の一部改正」につきましては、原案どおり可決すべしと決定いたしまして、御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

◎中村豊治委員長

はい、御異議なしと認めます。
そのように決定いたしました。

【議案第57号 大湊町津波避難施設新築工事の請負契約について】

◎中村豊治委員長

68ページを開いてください。

「議案第57号 大湊町津波避難施設新築工事の請負契約について」の審査をお願いをいたします。

御発言がありましたらお願いします。御発言ありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

◎中村豊治委員長

よろしいですな。
御発言もないようでありますので、以上で審査を終わります。
討論はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

◎中村豊治委員長

はい、ないようでありますので、以上で討論を終わります。
お諮りいたします。

「議案第57号 大湊町津波避難施設新築工事の請負契約」につきましては、原案どおり可決すべしと決定いたしまして、御異議はございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

◎中村豊治委員長

はい、ありがとうございます。

御異議なしと認めます。そのように決定いたしました。

【議案第58号 伊勢市消防・防災センター（仮称）新設工事（建築工事）の請負契約について】

◎中村豊治委員長

次に、76ページを開いてください。

「議案第58号 伊勢市消防・防災センター（仮称）新設工事（建築工事）の請負契約について」を御審査願います。

御発言ありましたらお願いします。

よろしいですか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

◎中村豊治委員長

はい、ありがとうございます。

御発言もないようでありますので、以上で審査を終わります。

討論、ありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

◎中村豊治委員長

はい、ないようでありますので、以上で討論を終わります。

お諮りいたします。

「議案第58号 伊勢市消防・防災センター（仮称）新設工事（建築工事）の請負契約」につきましては、原案どおり可決すべしと決定いたしまして、御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

◎中村豊治委員長

御異議なしと認めます。そのように決定いたしました。

【議案第59号 伊勢市消防・防災センター（仮称）新設工事（電気設備工事）の請負契約について】

◎中村豊治委員長

次に、86ページを開いてください。

「議案第59号 伊勢市消防・防災センター（仮称）新設工事（電気設備工事）の請負契約について」を御審査願います。

御発言ありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

◎中村豊治委員長

御発言もないようでありますので、以上で審査を終わります。

討論、ありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

◎中村豊治委員長

はい、以上で討論がないようでありますので、討論を終わります。

お諮りいたします。

「議案第59号 伊勢市消防・防災センター（仮称）新設工事（電気設備工事）の請負契約」につきましては、原案どおり可決すべしと決定いたしまして、御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

◎中村豊治委員長

はい、ありがとうございます。

御異議なしと認めます。そのように決定いたしました。

【議案第60号 伊勢市消防・防災センター（仮称）新設工事（機械設備工事）の請負契約について】

◎中村豊治委員長

次に、89ページを開いてください。

「議案第60号 伊勢市消防・防災センター（仮称）新設工事（機械設備工事）の請負契約について」の御審査をお願いをいたします。

御発言ありましたらお願いします。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

◎中村豊治委員長

はい、御発言もないようでありますので、以上で審査を終わります。

討論、ありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

◎中村豊治委員長

はい、ないようですので以上で討論を終わります。

お諮りいたします。

「議案第60号 伊勢市消防・防災センター（仮称）新設工事（機械設備工事）の請負契約」につきましては、原案どおり可決すべしと決定いたしまして、御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

◎中村豊治委員長

はい、ありがとうございます。

御異議なしと認めます。そのように決定いたしました。

【議案第61号 消防救急デジタル無線システム及び高機能消防指令センター（Ⅱ型）総合整備事業の請負契約について】

◎中村豊治委員長

次に、92ページを開いてください。

「議案第61号 消防救急デジタル無線システム及び高機能消防指令センター（Ⅱ型）総合整備事業の請負契約について」を御審査をお願いいたします。

御発言ありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

◎中村豊治委員長

御発言もないようでありますので、以上で審査を終わります。

討論はないですね。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

◎中村豊治委員長

はい、ありがとうございます。

討論、ないようでありますので、以上で討論を終わります。

お諮りいたします。

「議案第61号 消防救急デジタル無線システム及び高機能消防指令センター（Ⅱ型）総合整備事業の請負契約」につきましては、原案どおり可決すべしと決定いたしまして、御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

◎中村豊治委員長

はい、ありがとうございます。

御異議なしと認めます。そのように決定いたしました。

いいですか、次いつて。

【平成26年請願第1号 新聞への消費税軽減税率適用を求める請願】

◎中村豊治委員長

次に、「平成26年請願第1号、新聞への消費税軽減税率適用を求める請願」の御審査をお願いいたします。

御発言ありましたらお願いします。

野崎委員。

○野崎隆太委員

この請願のことで、少し1、2点お伺いをさせていただきたいと思います。

◎中村豊治委員長

紹介議員おりますか。

○野崎隆太委員

少しその、請願事項を今回出していただいて、新聞販売店さんのお気持ちなんかはすごい理解をしとるんですけども、ちょっと1、2点全体のいろんな動きの中と、この請願の趣旨の事項についてお伺いをさせていただきます。

まず1点目が、この請願事項の中に新聞という文言がございます。

いわゆる新聞というのは、広義の意味では当然、皆さん思い浮かべるものはそれぞれあるかなと思って、例えば主要全国紙なんかを思い浮かべる方が多いかなと思うんですけども、少しその辞書なんかを引いてみますと、新聞というのは日々の出来事であったりとか、月の出来事であったりだとか、四季の出来事に関する事で、そのそれぞれ、それを紙媒体に記事にして、綴っていないものというのが、新聞の原則となっておるように思うんですけども、これ基本的には法律で新聞というのが定められているわけではないかと思うんですけども、そういう意味では、ちょっとこの新聞というのが、かなり広義になってしまっているのではないかなと。

いうならば、例えば発行部数で年間売り上げが1,000万円を超える、新聞と名のつくものであれば、全て、例えばそれが広報のようなものであったり、業界新聞であったりだとか、宗教の関係の新聞とか全てが対象になるかと思うんですけども、今回ここで書かれている新聞というのは、そのあたりも考慮されて、この文言であったのかというのをまずお伺いをしたいんですけども。

◎中村豊治委員長
紹介議員。

○藤原清史議員

今の質問ですけれども、私が聞かせていただきましたところによりますと、これは日本新聞協会として全国的に軽減税率を求める請願の運動を行っております。

ですから、今委員が言われましたような内容につきましては、私が聞かせてもらった中では、日本新聞協会に加盟しているところの新聞全てだと思えます。

◎中村豊治委員長
野崎委員。

○野崎隆太委員

わかりました。今の時点では僕が少しその、加盟をしている新聞、していない新聞というのがはっきりとわかりませんので、恐らくそれは御紹介もいただけないかなと思うんで、この項は、その程度でやめたいなと思うんですけれども、今、この請願が紹介されてから、確か先週やったかな、スーパーマーケット関係の小売の業界が軽減税率そのものに反対をすると、というような意見表明をされております。

これは、チェーンストア協会なんかと同じような形で表明をされておるんですけれども、理由が軽減税率を導入されると作業が煩雑になるとか、もしくは物の基準がすごい、先ほどの新聞がどこで新聞と分かれるのかわからないということで、公平性に疑問が残るといような形で、この軽減税率そのものに反対するということでチェーンストア協会なんか、もう既に表明をされておるわけなんですけれども、そのあたりこの、先ほどの例えば新聞の協会の中っていうような仕切りだと公平性というのが少し、なかなか、こちらの伊勢の市議会として可決するには、ちょっと担保するのは弱いかなと思うんですけれども、そのあたり、やっぱり国の議論を待つべきじゃないかなと感じるところもあるんですけれども、その公平性であるとか、その今軽減税率そのものに反対をされているような議論がある中なんですけれども、そのあたり、もし今どのようにお感じか、あれば教えていただけますでしょうか。

◎中村豊治委員長
紹介議員。

○藤原清史議員

今の質問ですけれども、公平性どうのこうのっていうんじゃないに、新聞関係の日本新聞協会ですか、の方から新聞を今度、来年の10月から軽減税等導入って国も言っているということで、そのときに対して新聞を当てはめていただきたいというようなお願いの請願がありますので、そこでいろんな、これから種目というか、米とか水とかそういういろんな業界とか請願、出てくるとは思うんですけれども、これはとりあえず新聞協会として市民の

方の負担を少なくしたいということで、軽減税率を取り入れてくれっていう請願の趣旨であがってきてますので、今そのことで不公平とかどうのこうのじゃないと思うんですけども、これからいろんなことが出てきてそれに対して、国のほうで考えていくことだと思うんで。

とりあえず新聞協会として今回、出てきたということで受け取ってもらいたいんですけども。

◎中村豊治委員長
野崎委員。

○野崎隆太委員
結構です。

◎中村豊治委員長
はい。
佐之井委員。

○佐之井久紀委員
私もですね、紹介議員になっておりますんで、ちょっと今のことで、野崎委員の質問のことでちょっと補足させていただいてよろしいでしょうか。

◎中村豊治委員長
はいどうぞ。

○佐之井久紀委員
よろしいですか。

社団法人日本新聞協会というのは、もう全国規模で北海道から九州ずうっとあるんですよ。

ほとんどの新聞、もちろん読売、朝日、中日から東京新聞とかいろんな、テレビ局も入ってますね、名古屋テレビとかいろいろ。

そういうような、ちょっと数えたことはないんですが、100以上、もっとあるんじゃないかな。そういう新聞協会というのは組織をされておるといふふうに理解をしております。地方紙もそうです。ここでいいますと、伊勢新聞も入っておると。

地方紙、全国紙、それから、スポーツ関係の産経スポーツとかね、例えば、そういうところも、日本経済新聞、東海テレビとか、私言いましたテレビ関係ほとんどが入って、社団法人日本新聞協会というのができるといふふう。これの一環として地域から軽減税率、もちろん新聞というのは、民主主義の知る権利というんですか、そういう支える大きな知的権利を守っていく大事なことやということで、出てきるといふふうに理解をさせていただいたらどうかと、こういうふうに思います。

それから2点目の軽減税率の是非論というのはちょっとテーブルがですね、ここはこう

いう新聞に軽減税率を適用させていただきたいというのが願意でございますので、その軽減税率がつくることによって、公平性がどうかという議論は私はこのこの今請願の中ではいかがかなという、若干そういう思いがいたします。私の感じとして。以上です。

◎中村豊治委員長

他にありましたら。

はい、品川委員。

○品川幸久委員

話もわかるんですけど、新聞の中で、今までの流れの中で、やはりその消費税導入についてとか、いろんな社説も見せていただきました。

当然、軽減税率の問題も賛否両論で、いろんなこと書かれておって、その中で今回、出された。これ非常に誤解を受けるのは、新聞社が出しておるのか、新聞販売店が出しておるのかという問題もあると思うんですけど、非常にわかりにくい部分があります。

すばらしいことも書かれておりますけど、ドイツやフランスの軽減税率を適用されておるということも書いてあります。

ドイツ、フランス、イギリス、ノルウェーについては、ドイツについては消費税が19%ぐらい、フランスも19%ぐらい、イギリスは20%、ノルウェーは25%という非常に高い税率がかかると。先ほど野崎委員の話にもありましたけど、それやったらスポーツ新聞はどうなるんや、娯楽やないかというようなくくりもあって、今まさに国でその話を詰められとる中やと思うんですね。

ですから、私としては、もうちょっと勉強する時間をいただきたいというのが、本意でありますので、できましたら、継続審査ということにお願いはできないかなと、このように思っております。

◎中村豊治委員長

はい、他にありますか。

それじゃ、休憩します。

休憩 10時23分

再開 10時23分

◎中村豊治委員長

休憩をといて再開をします。

佐之井委員。

○佐之井久紀委員

私ももっと、紹介者ですんで言いたいことはあるんですが、論議を深めるということで継続審査にして、さらに論議を深めるということやったら、それはもう、やぶさかではございません。結構かと思えます。

ただ、ちょっとつけ加えさせていただきますと、そういう新聞というのは、私ごとなんですけど、特にそうでない方もおりますけど、やはり電子情報というのに非常に私ら弱いんですね。高齢者の部類に入りますんで。

そういうのでもかなり貢献はされておるし、やはり全体的に考えられることは、今の年金自体が減らされてくる、あるいは、租税関係の負担が増大してくる、物価が高なってきた、ていうような状況の中でぎりぎりの生活ということになりますと、まあ、ほんなら新聞やめとこかということになると、これは、新聞はやっぱり知る権利を保障するというような情報手段だということ、やっぱり民主主義を支える原点だと私は思ってますんで、ぜひ御理解をいただきたいように思うんですが、今、品川委員が発言されましたように、さらに論議を深めるということでありましたら結構かと思えます。

◎中村豊治委員長

はい。他にないですか、ないですか。

それじゃ、継続という意見が出ておりますので、まず継続ということでお諮りをさせていただきたいと、こういう具合に思います。

もう少し時間をかけて議論を深めたい、したがって発言内容につきましては、継続にすべきだというような意見もあるわけですが、お諮りをさせていただきます。

「平成26年請願第1号 新聞への消費税軽減税率適用を求める請願」につきましては、継続審査にするということと決定いたしましたので、御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

◎中村豊治委員長

はい、ありがとうございます。

御異議なしと認め、そのように決定をいたしました。

以上で、付託案件の審査は全て終わりました。

お諮りいたします。

委員長報告文につきましては、正副委員長に御一任願いたいと思いますが、御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

◎中村豊治委員長

はい、ありがとうございます。

御異議なしと認めます。そのように決定をいたしました。

【ふるさと未来づくりに関する事項】

◎中村豊治委員長

次に、継続調査案件となっております、「ふるさと未来づくりに関する事項」に係るふ

るさと未来づくりのみらいづくり資金についての内容について、当局から説明をお願いいたします。

●沖塚市民交流課長

それでは、ふるさと未来づくりについて、御説明をさせていただきます。

資料の説明の前に、現在の設立状況と地域への説明経過の2点について、御報告をさせていただきます。

まず、1つ目の現在の設立状況についてでございますが、先月の総務政策委員会で御報告させていただきました以降、6月15日に新たに宮山小学区におきまして「宮山まちづくりの会」が設立されましたので、御報告申し上げます。

これによりまして現在の設立状況は、市内24の小校区中、21の地区みらい会議が設立されまして、22小校区での設立となっております。現在、設立に向け、御協議をいただいている地区が、2地区となっております。

次に、2つ目の地域への説明経過でございます。2月の当委員会で御報告をさせていただきました、地区みらい会議への一括交付金について、4月から地域に説明をしてまいりました。

説明の内容といたしましては、みらいづくり資金として一括交付金化する事業は、4事業としてスタートさせていただくことや、その資金を地区みらい会議内の各自治会へ再配分することも可能である旨を説明させていただきました。

説明先は、地区みらい会議に対しましては、会長様、事務局長様、役員などの皆様方に説明をさせていただきました。

また、自治会に対しましては、総連合自治会や連絡協議会などの自治会長様が集まる機会に、御時間をいただいて説明をさせていただいたところでございます。

その中で、一括交付金につきまして多くの意見をいただきましたので、再度庁内で検討させていただきまして、来年度の本格稼働に向け3点の修正をさせていただきました。

1点目は、本格稼働支援金を設けさせていただいた点でございます。

2つ目は、一括交付金の4事業を現在と同じように直接自治会がお受けいただき、実施いただくこともできるようにさせていただいた点でございます。

3点目は、広報配布業務におきまして、地区連絡員制度が一部地域で存続される場合がある点でございます。

それでは、資料1の「ふるさと未来づくり」の地域説明資料（案）をごらんいただきたいと思っております。

「ふるさと未来づくり」は、新しい地域自治の仕組みといたしまして、新市建設計画の地域別市民会議として進めてきたものでございまして、その後、平成20年1月に「ふるさと未来づくり推進計画」を策定し、一部修正を加えながら、現在に至っております。

ここで、1では、ふるさと未来づくりについて、その制度と仕組みを記載をさせていただいております。

小校区を一つの単位といたしまして、自治会の皆様のほか、各種団体の皆さんで、地域の課題を話し合ってください、その課題の解決に向けた取り組みを「まちづくり計画」に沿って、実施をいただくものでございます。

2では、地区みらい会議の必要な背景をお示ししております。

今後、社会環境の変化のほか、行政におきましても税収の減少、職員数の減少などにより、これまでの行政市民サービスの維持や、多様な地域課題への対応が困難となっております。

現時点では、差し迫って必要性は感じないかもしれませんが、将来を見据え、自治会の枠を超え、地域が一体となって活動できる組織として「地区みらい会議」が必要であると考えております。

3では、自治会と地区みらい会議の関係を記載いたしております。

この地区みらい会議は、自治会の枠を超えたスケールメリットを生かした組織でございます。

地区みらい会議で取り組んだほうが、より効果的、効率的な事業を「地区みらい会議」で行っていただきまして、自治会と地区みらい会議の関係は、お互いの強みを生かした新たな協働の関係になることを目指しております。

次に、4では、みらい会議で取り組んでいただける活動内容を、分野別に例示をさせていただきます。

次のページをごらんください。

みらいづくり資金について御説明を申し上げます。

ふるさと未来づくり制度の財源となります「みらいづくり資金」につきましては、従来の行政の一律的なサービスの享受から、今後自らが考え実施できる裁量権のある財源を確保する主旨で、一括交付金の導入も考えてまいりました。

平成27年度の制度開始時のみらいづくり資金の構成は、現在、お渡しをしております基礎的となりますAの部分と、平成27年度から一括交付金として、地域にお渡しをする4つの事業でございます。Bの部分でございます。

Aの基礎部分におきましては、A①の事務運営費は、現在、240万円をお渡ししておりますが、本格稼働後には、記載の180万円となります。

なお、公共施設以外で事務所を設置していただいている場合は、引き続き家賃補助として上限60万円が上乘せされます。

今回、提案をする1点目の部分となりますが、A①の事務運営費の減額部分を補填するため、期間を限定してA②の「本格稼働支援金」60万円を設けさせていただいた点でございます。

理由といたしましては、本格稼働で事務がふえるなか減額することはやめてほしいとの御意見や、事業の充実をしてきたなか事務運営費も増加しているため、地域からの御要望がございまして、御検討をいただいたところです。

また、設立後間もない地区や、これから設立を予定している地区では、事務所の運営などの体制づくりに費用がかかることにも配慮いたしまして、2年間に限定して本格稼働支援金を設けさせていただくものです。

A③は、活動事業費100万円でございます。この活動事業費は、前のページに記載の広域的な各分野の事業を実施いただく基本的な活動資金でございます。

また、2年目以降には、Bの4つの事業以外にも、今後、地域で実施が可能な市の業務メニューを提示することで、それぞれ「地区みらい会議」が事業を選択して、活動事業費

を充実していただける仕組みも考えております。

次に、Bの部分を御説明申し上げます。

Bの部分は、平成27年度当初、一括交付金化をする4つの事業をお示ししております。これらの事業は、地域の世帯数規模を反映して、お渡しする部分でございます。

B①の広報配布業務である「地区連絡員事業」、B②の元気なまちづくり協働事業補助金、B③の振興助成金、B④の廃棄物減量等推進員事業となっております。

4つの事業は、本格稼動時に制度がスムーズに開始ができるように、いずれも全市を対象といたしました、自治会などの地域の皆さんが中心となって、関わっていただいている事業でございます。

地域への説明の結果、4つの事業のうち、特に、元気なまちづくり協働事業補助金や、振興助成金に関しましては、現在、自治会が交付先となっております自治会活動の貴重な財源となっております。今後も現状の自治会の単位で事業を実施していただくことで、十分に充実が図られているので、現状の制度を存続してほしいなどの御意見をいただきました。

これらのことから、2点目の改正点となります大きな矢印の下に記載をいたしましたとおり、今回、新たに選択制を設けることといたしました。

選択①は、当初の予定どおり、地区みらい会議で4事業をお受けいただくケースでございます。

選択②は、4事業を一括交付金とせず、これまでどおり自治会へ直接、市からお渡しするケースでございます。

この選択制は、ふるさと未来づくりの当初の制度設計とは異なる部分でもございますが、地域の実情もお聞きし、選択②を設けることといたしました。

次のページをごらんいただきたいと思います。

3点目の変更の部分でございます。

先ほどの4事業のうち、地区連絡員事業でございます広報の配布につきましては、必須の業務をお願いしていますことから、スムーズな移行を図るため、3つの方法案をお示ししております。

方法1は、先ほどの選択①の場合で、地区みらい会議内でまとまって例①から例③のやり方で、広報を配布いただく方法をお示ししております。

方法2は、先ほどの選択②の場合で、地区みらい会議ではお受けいただけない場合でも、構成しております各自治の会単位におきまして、広報の配布を行っていただき、自治会の財源確保のために業務をお受けいただくケースでございます。

方法3は、1と2以外のケースで、地区みらい会議でも、自治会でもお受けいただけない場合が出た場合に、その地区に限定に限り地区連絡員制度を存続して、広報の配布をお願いするもので、3点目の変更点となります。

地区連絡員制度は、本年度をもって廃止を予定しておりましたが、方法3の地区がございましたら、制度を存続させていただきたいと考えております。

ただし、この場合でも、本格稼動の2年目以降、ポスティング方式などによる業者様への委託の検討もしてまいりたいと考えております。

7には、ふるさと未来づくりの制度を保障する条例の制定につきまして、現在、条例策

定に係る調整会議を設置をいたしまして、御意見をいただきながら取り組みを進めていることを記載させていただいております。

以上、簡単ではございますが、「ふるさと未来づくり制度」のみらいづくり資金等の変更について、地域への説明資料の案をもとに御説明をさせていただきました。

本日、御審議いただきました後、この資料をもとに地域に説明をさせていただき、そして、一括交付金の扱いなどの確認をさせていただきたいと考えております。

御審議のほど、どうぞよろしくお願い申し上げます。

◎中村豊治委員長

はい、それでは、ただいまの説明に対しまして、御発言がありましたらお願いをいたします。御発言ありますか。

野崎委員。

○野崎隆太委員

御説明ありがとうございます。

少しちょっと質問をというか、ちょっと幾つか、今お話をさせていただきたいと思うことがありますので、よろしく申し上げます。

まず、ちょっと全体的に資料を見て、これ個人の感想なんですけども、もう少しいろんな形で詰める部分があった上で出てきてもよかったかなと思います。

と申しますのも、先ほど家賃補助60万円という部分とか、事務費の部分とかあったんですけども、このあたりほかの条例等を見ますと、例えば平米単価が幾らであるとか、もう少し詰めた部分が、大体ほかの条例にはあるかなと思うんです。

例えば必要な附帯設備がどうであるとか、こうであるとか。それはある程度、まちづくりの地区みらい会議の中で、向こうで話をしてくださいよっていう話なのかもしれませんが、やはりその、お金を出す側としても、こう言うのであればですけど、個人の資産形成につながらないような仕組みをもう少し、ブロックとしていうのであればですけども、作っておくべきかなと思うんですけども、そのあたりちょっと、どのようにお考えかお聞かせください。

◎中村豊治委員長

市民交流課長。

●沖塚市民交流課長

今、詳細な内容につきまして、詰めが足りない部分、まだ詳細な説明がされていない部分につきましては、今後十分に、精査のほうをさせていただきたいと思います。

また2つ目のほうでお話いただきました、個人の資産にならないようにという部分につきましても、そこら辺の部分につきましても、今後、条例やまた規則、そして地元には丁寧な手引きなども作りながら、その部分をしっかり守っていけるような内容を作っていくたいというふうに考えております。

◎中村豊治委員長
野崎委員。

○野崎隆太委員

ありがとうございます。

あと少し、表紙の1ページのところで。失礼しました、資料1の1ページですね、のところで、ちょっとお伺いをしたいんですけども、この事業の中で、国際交流とか人権という言葉があるかと思うんですけども、伊勢市を見たときに特別、過去に渡来人が来とったとか外国と交流があったような地区があるように感じることも正直言ってありませんし、このあたりは、市が行うような話で何でもかんでもここに書いておけばいいというような話じゃないかなと思うんですけども、もう少し、市が委託する事業としてどうかと思うところもあるんですけども、お考えをお聞かせいただきますでしょうか。

◎中村豊治委員長
市民交流課長。

●沖塚市民交流課長

今、1ページ目の取り組み分野の例の部分で、私どものほうの分野の中の一例という形で、人権に対する学習やまた、居住外国人との交流というのを書かせていただきました。

この部分は、委員御発言のとおり、少し、地区みらい会議よりも大きな枠でとらまえられる部分もあろうかと思いますが、私どもといたしましては、小学校区単位でも、この分野については、お話いただいてもいいんじゃないかというような観点で書かせていただきました。

以上でございます。

◎中村豊治委員長
野崎委員。

○野崎隆太委員

最後にもう1点だけお聞かせください。

この中で、次のページの中に、活動事業費100万円というのがございます。

これに関しては1から6の分野等で、広域的なっていうことで書いてあるんですけども、こここそ、例えば地区によって持つとる面積とか人口の大きさが違いますんで、按分されることを検討されたほうがいいんじゃないかな、というところが一つ。

ごめんなさい、一問一答ですね。ごめんなさい、もう1回、そこだけちょっとお聞かせください。

◎中村豊治委員長
市民交流課長。

●沖塚市民交流課長

今の活動いただける部分、活動事業費の部分でございますが、この点につきましては、地区みらい会議の規模にかかわらず、100万円という形でお示しをさせていただいております。

この部分で、Bとお示しさせてもらいました一括交付金化する部分、その部分は、世帯数を算出根拠にさせていただいておりますので、この部分で地域に行く、地域規模による大きさ、世帯数の規模の大きさによって、反映させていただけるものと考えております。

以上でございます。

◎中村豊治委員長

野崎委員。

○野崎隆太委員

もう1点は、その下のB案のほうなんですけども、この中に、各それぞれ自治会に対する交付金というような形で、自治会単位で基礎額幾らというような記載がございます。

例えば、B案の1,800円の世帯数プラス2万円または、4万円の自治会というのがB①案ですね。で、B②案が、自治会に対して3万円というような話がございます。

当然、自治会というのは、任意組織であることは、ここにいる皆さん、御理解をされるところなんですけども、自治会を分割することは可能ではないかと思えます。

分割というような形でなくても、人口がふえてきて新しい団地ができたときに、新しい自治会がふえるというのも、当然考えられることなんですけども、そのあたり少しその、例えば分割を最初からとめる方法だとか、もしくは分割したときどうするかとか、もしくはふえたときどうするか、というふうな精査がちょっとどこまでされておるのかなというのが疑問なんですけども、その点もちょっとお答えいただけますでしょうか。

◎中村豊治委員長

市民交流課長。

●沖塚市民交流課長

自治会に関する担当の事務のほうも、市民交流課のほうで現在させていただいております。

自治会の新たな設立等につきましては、今、委員仰せのように、できた場合につきまして私どものほうに、自治会、こういう自治会できました、という形で御報告をいただきまして、させていただいたところでございます。

自治会の考え方につきましても、それぞれの設立をされる届出があった時点で、おおよそ私ども具体的には、10世帯以上でこれから地区が大きくふえてくるという部分につきまして、自治会として登録といいますか、御報告をいただきまして認めてるわけじゃございませんが、位置づけをさせていただいてるところでございます。

以上です。

◎中村豊治委員長

野崎委員。

○野崎隆太委員

ありがとうございます。例えば、小さい単位で自治会を作ったほうがいいよっていうアドバイスが、これからいろんな地区みらい会議の事務局から、新しく団地ができるたびにできてくるんじゃないかなという懸念が正直言うとうございます。

ですもんで、そういったことも含めて、何かもう少し、仕組みとしてベストなものというか、もうちょっと議論が必要だったんじゃないかなというのが、率直な感想ですのでそれだけ申し上げて終わります。

◎中村豊治委員長

はい。他にございましたらお願いします。

小山委員。

○小山敏委員

私もちょっとお聞きしたいと思うんですが、現在、既に設立されているところなんか、毎年400万円の予算ついてますよね。

400万円の内訳が、そのうちの100万円が活動事業費で、300万円が人件費だとか家賃だとかいうことになっているんですが、基礎部分、Aの基礎部分の①、②、③を足しますと340万円ですよ。

まあ、活動事業費は100万円そのままなんですけど、そのほかで減っているんですけども、まちづくりってというのは、一度スタートしちゃいますとエンドレスといいますか、終わりがなくて、今までこの予算でやっていたのが減ると、ちょっとやりにくくなるかと思うんですが、その辺はどんなふうに各町は言ってますかね。

◎中村豊治委員長

市民交流課長。

●沖塚市民交流課長

今、基礎部分につきましては、先ほど御説明をさせていただきましたとおり、この2年間、本格稼働からの平成27年、28年度につきましては、本格稼働支援金60万円を設けることで、400万円の減額、家賃補助を含めての場合でございますが、最高400万円の部分の減額は2年間に限り、ないものというふうな形で考えております。

その後、3年目以降につきましては、当初、180万になりますよということで始めさせていただいた制度でございましたので、3年目からは、当初の事務運営費についての部分につきましては、本格稼働支援金の部分を除きまして、180万円ですべてさせていただきたいという形の提案となっております。

以上です。

◎中村豊治委員長
小山委員。

○小山敏委員

そうするとね、3年目からは60万円分は、地区みらい会議、各町が複数の町会が集まって地区みらい会議を形成しますが、各町が持ち出して60万円を埋めるわけですか。

◎中村豊治委員長
市民交流課長。

●沖塚市民交流課長

今現在でお示しできてないので申し上げないんですが、今後、このAの基礎部分の枠の下に少し米印で書かせていただきましたが、地域で実施が可能な市の業務を地域が選択できる仕組みで対応していきたいというふうに書かさせてもらってます。

ですので、今後、事業のほうをお示しすることによって、その事業費の中から、地域のほうで活動事業費に使っていただけるようなメニューをお示ししながら、財源の確保をしていただきまして、この60万円の部分を充てていただきたいなというふうに考えておるところでございます。

◎中村豊治委員長
小山委員。

○小山敏委員

ちょっとね、その活動事業費は、活動事業費としているわけですね。だから運営費を削るのはいかなもんかというふうに、私は思っております。

もう1点、確認したいんですけど、広報いせの配布を、私、厚生学区ですが、厚生地区7町で構成してるんですけども、従来の地区連絡員制度をそのまま存続したいという町があった場合に、これも、厚生地区全体で意思統一して、どちらを選ぶかということになるんでしょうか。

1町だけ、うちは今までどおりで、ほかの6町は、全体でまとめてというふうな、そういうことは可能かどうかちょっと教えてください。

◎中村豊治委員長
市民交流課長。

●沖塚市民交流課長

はい、資料では、2ページ目の5の下の部分、選択①選択②と書かさせていただきました。

この分につきましては、4事業のほうはまとめた部分で考えていただいておりますので、パッケージといいたいでしょうか、そのような感じで考えております。

したがいまして、先ほど7地区の厚生を例にいただきましたが、厚生地区で、ここは地域のほうで、ここは地域のほうじゃないよという部分がございますら、その分につきましては、選択①のほうを選択いただきまして、その中で配布のほうを検討いただくというような形になろうかと思えます。

◎中村豊治委員長

小山委員。

○小山敏委員

あの、ちょっと意味が違ってました。

広報いせを配布する事業、要するに地区連絡員制度を7町のうち1町だけ存続して、残りはみらい会議のほうでという、そういう選択があるかないかという、要するに7町まとまらなきゃいけないのか、それともばらばらでもいいのかということなんです。ばらばらというのと、ちょっと言い方ちがうんですけど。どう言うたらいいのかな。

要するに、7町でやるか、もしくは、もうそれぞれ今までどおり各町でやるか、二者択一なんでしょうか。

◎中村豊治委員長

市民交流課長。

●沖塚市民交流課長

選択①の場合には、ちょっと私、説明がうまくできなくて申し訳なかったんですが、選択①の場合は、地区みらい会議がまず、窓口になっていただきまして、契約をいただく形、契約といいますか受けていただく形になります。その中で対応いただきます。

そして、地区みらい会議が7つの、今の例でいきますと7つの各自治会が、するか、しないかという分について、それぞれ、地区みらい会議でお受けいただけない①以外の場合には、②の場合を選択いただいて、各自治会7つのうちの3つが自治会単位でできます、4つはしません、というような選択をできるような形で考えております。

◎中村豊治委員長

他にごございましたら。

はい、工村委員。

○工村一三委員

少し確認をお願いしたいと思います。

今回、役割分担ということで、1ページ目の4番のところに活動内容の例を書いていたいております。

実質、今までの自治会と、今度できたみらい会議の中の仕事の分担というのを私ちょっと、ずうっと気になっておりまして、これは、補助金の関係を今まで、自治会がいただいとるけど、これを全体的なまちづくりのみらい会議のほうで、この作業はやるんだという

先がちょっと、自治会だけでは見えてなかった内容が多々あったと思います。

そこで、この4番の取り組み分野と活動内容を例を入れていただいたことによって、非常に役割分担というのが、ある程度見えてきたなという気がしております。

この分類を6項目に分けてしていただきましたけど、この分類までの各まちづくりみらい会議との地区との話し合いの中で、どういうふうに詰めて分類されたかというのをまずお聞きたいと思います。

◎中村豊治委員長

市民交流課長。

●沖塚市民交流課長

4の取り組み分野、6つの分野を示させていただきましたが、この分野につきましては、私どものほうが、いろいろ考えさせていただきました、おおむね6つで書かせていただいた内容でございます。

ですので、もしかしたら7つ目の分野もあろうかと思えます。

地域のほうの部分につきましてはですね、この地区みらい会議の設立の段階におきましてもまた、設立後の段階におきましても、このような取り組み内容が御検討いただけますよという例示でございまして、この中の分野を地域の方が話し合っていて、もうこの部分はもう自治会でやってるよとか、また、この部分はやってないから広域としてやっていけるよね、というようなお話をしていただけるたたき台として、この6つの分野をお示しさせていただいておるところでございます。

以上でございます。

◎中村豊治委員長

工村委員。

○工村一三委員

ありがとうございます。

それである程度の大枠的なところは見えたなということで、地区みらい会議と自治会とのある程度の役割分担は、この中で、この1から6の中で話し合いができるというふうに感じておりましたので、本当にありがたいなと思っております。

それから、その次のページのお金の面なんですけど、活動事業費100万円ということで、含めた基礎部分がございます。

先ほどもちょっと話がありましたので、だぶるかもわかりませんが、先ほどの質問の中で、活動費100万円、それで、その1番下に米印で、「今後、市の業務を地域が選択できる仕組みを構築していきます」という内容がございますけど、実質、この基礎部分、活動事業部分ということで、広域な活動を実施する部分の中で、この活動費100万円の中で果たして、この地域で実施可能な市の業務をできるのかというのが1つございますが、これ、先ほどのお答えの中で、この部分をしていただく部分、米印をやる部分につきましては、現在の補助金制度の中で、プラスアルファをしていただけるというふうに解釈したんです

けど、それでよろしいでしょうか。

◎中村豊治委員長
市民交流課長。

●沖塚市民交流課長

この米印につきましても少し抽象的でまことに申し訳ございません。

まず、米印に書いてございます内容につきましては、現在、市が行っております事業でございます。ですので、補助金等を対象にしておるものではございません。

ですので、市が今現在やっておるもの、例えば、それを100万円で地域のほうにお願いをして、その100万円の中で地域のほうが実質その事業に、例えば80万円を使っていたら、残りの20万円は、このみらい会議の全体のお金に使っていただくというような内容で考えております。

もしかしたら、補助金の内容も出てくるかもわかりませんが、基本的に市の公の業務を地域で担っていただく際に、事業費の分をお受けいただくという考え方でございます。

◎中村豊治委員長
工村委員。

○工村一三委員

はい、何となく漠然とわかったようなわからんような内容になりましたけど、Aの基礎部分、それからBの一括交付金事業、特に自治会として弱っとるのは、来年度、27年度事業計画を自治会でやる場合、果たしてこれは地域みらいづくりでやるものなのか、自分とここで予算組むべきものなのかというのが、ある程度もう少し細かく業務メニューを提出していただくという話も先ほどございましたけど、ある程度小さくメニューを出していただいて設定していただければ自治会として、あるいは、みらい会議として、非常にわかりにくい、事業をやっていく上で分別しにくいところがあると思いますけど、その辺は今後、どういうふうに進めていただけるのかをお答え願いたいと思います。

◎中村豊治委員長
市民交流課長。

●沖塚市民交流課長

はい、このAの部分に書かさせていただきました米印の地域で選択する事業につきましては、1年目の平成27年度、本格稼働の1年目の平成27年度は、まだ想定はいたしておりません。

したがって、2年目以降の部分で地域の方にできるだけ早く、予算の関係もございまして、その段階におきまして説明のほう、またメニューの提示のほうしてまいりたいと考えております。

◎中村豊治委員長

工村委員。

○工村一三委員

最後にしますけど、例えばですね、この1ページのところに公園の清掃管理とか、道路河川の清掃美化とございますけど、この中で、みらい会議が、これをやった場合、例えば美化の中にも少し小さな穴が開いておったのでこれも修正しましたよとか、そういうふうなことが起こったり、あるいは道路河川で言いますと、例えば小俣町じゃものすごく広いわけですよ、その中で今まで市を通じてやっていただいた仕事をみらい会議でやれということになってきますと、その辺のお金がどこから出てくるのかというようなことになりますと、これではちょっと読めないところがあるんです。

その辺をちょっと痛切に感じておるなど。

そういうふうに思いますんでその辺だけちょっと、明確にお答えしてもうて今後の考え方もお答え願いたいと思います。

◎中村豊治委員長

はい、市民交流課長。

●沖塚市民交流課長

市民交流課長です。

こちらの4の中に書かさせていただきました取り組み分野、4の部分に書かさせていただきました道路の清掃や、この美化の部分につきましては、この部分は、市の業務委託という部分ではなく、地域のほうで、この部分は地域の皆でやっていこうやないかといった部分についての取り組み内容のほうを書かさせていただいてございます。

先ほど米印で言わせていただいた部分につきましては、これは委託的な業務で今後、市が現在、直接やっておる部分につきましては、地域のほうで担っていただける分を仕事としてお願いをしていこうという考え方でございますんで、この部分少し、わかりにくい部分でございますので、また、議員御指摘の部分も含めまして少し整理のほうさせてもらいたいと思います。

◎中村豊治委員長

他にございますか。

野口委員。

○野口佳子委員

すみません、今、ふるさと未来づくりのところの4番の取り組み分野と活動内容の例なんですけども、2番目の健康づくり、福祉の増進に関する活動のところ、このところに高齢者支援事業というので括弧書きに買物支援ってあるんですけども、これは買物支援だけなんですか。

何かほかに例がありましたら、教えていただきたいと思うんですが。

◎中村豊治委員長
市民交流課長。

●沖塚市民交流課長

高齢者支援事業の部分でございますが、この部分につきましてはいろいろな部分で、私もまだ勉強不足でございますが、いろいろな形で支援事業ございますので、全般のことで含めて書かさせてもらいました。

買物支援事業につきましては、取り組んでおられる地区みらい会議、現在ございますので、そういった部分でございますが、ちょっと目出しをさせていただいたところがございます。

以上です。

◎中村豊治委員長
野口委員。

○野口佳子委員

確かに、この買物支援事業なんですけれども、今やっというところがあるので、私もそのところを知っているんですけれども、なかなかそこら辺のところ、前向きに進んでいっというところがあるんですけれども、それはどンドンと前向きに進んでいっというのでしょうか。

◎中村豊治委員長
市民交流課長。

●沖塚市民交流課長

はい、内容につきまして、今、買物支援について取り組んでいただいとる地区でございます。

地区につきましては、どの部分までが成果出ているかという部分につきましては、いろいろな考え方があろうかと思いますが、こういった、いろいろなリニューアルをしながら、買物支援の取り組みをされておると、具体的には、例えば、買物支援をできるお店の数をたくさんふやすとか、そこら辺も工夫してやっていただいとるというふうには伺っておりますので、私どもの認識としましてはそのように考えております。

◎中村豊治委員長
野口委員。

○野口佳子委員

ありがとうございます。これもやはり、どンドン高齢社会の中で困っていらっしゃる方いっぱいいらっしゃるの、そここのところに事業の中に介入していただいとる方も、お店もあると聞いておりますので、ぜひこれをどンドン活用されるように願っております。

すけども。

それから、もう一つのところで放課後児童クラブの運営なんですが、これはどのように
されていらっしゃるのでしょうか。

◎中村豊治委員長
市民交流課長。

●沖塚市民交流課長

この部分は、例の分野の具体的な例という形で書かさせていただきましたので、地域に
よって、その部分をみらい会議のほうで担っていただけるのであれば、放課後児童クラブ
の対応もできるのではないかと、いう話し合いのテーブルの案という形で書かさせていた
だきました。

◎中村豊治委員長
野口委員。

○野口佳子委員

ありがとうございます。わかりました。

すみません、それではもう一点なんですけれども、地区連絡員さんところなんですけれ
ども、これは方法3のところなんです、このところで地区連絡員の報酬は、自治会へは
支払うことはできませんと書いてありまして、この下のところで28年度以降は、配布事業
の民間委託も検討する予定ってなっているんですが、これはどのようにされるのか教えて
ください。

◎中村豊治委員長
市民交流課長。

●沖塚市民交流課長

広報の配布につきましては、この6番に書かさせていただきましたように方法1と2、
方法1と方法2を基本とさせていただきます。

先ほど、うまく説明もできませんでして申し訳なかったんですが、方法1のほうにつ
きましては、地区みらい会議で広報を受けていただくという内容で、方法2は、地区みらい
会議ではお受けいただかないということになっても、その構成する自治会ごとで広報を配
りますよと言っていただいております自治会につきましては、配っていただける仕組みとな
っております。

この中でも、広報はどうしても配れないんですといった自治会がございましたら、方法
2の場合で、その地区については広報が配られなくなってしまいますので、そういった場
合につきましては、地域で広報配布を御担当いただかない場合に限り、方法3として地区
連絡員の制度を残させていただくというところでございます。

で、その部分のことにつきまして、米印の部分なんです、したがって、方法3の

場合は、地域のほうでお受けいただけない場合に限りまして、その部分の地区の部分につきましては、例えばポスティング等の民間委託のほうも、できる範囲、できるんでしたら検討していきますと、いうことで書かさせていただきました。

〔「はい、ありがとうございます」と呼ぶ者あり〕

◎中村豊治委員長

他に、はい。

吉岡委員。

○吉岡勝裕委員

すいません1点だけ、確認させていただきたいと思います。

まちづくり資金のAの基礎部分について、少しお尋ねをさせていただきたいと思います。先ほどの野崎委員の部分と重なる部分もあるかもしれませんが、御容赦願いたいと思います。

先ほどの規模的な話で幾つか出てたと思いますけども、このまちづくり協議会については今、24の小学校区で23ということで、1つ少ないのは、小俣地区が2つの小学校区を1つのまちづくり協議会としているところでございます。

まちづくり協議会をつくったときに、選択されたのはその地区でありますけども、2つの地区が1つの協議会をつくっているという部分においては、このAの基礎部分において、少しでも、モデル地区としてやってきた中で検討しておくようなことが、これまであったのかどうか、少しお聞かせをさせていただきたいと思います。

◎中村豊治委員長

市民交流課長。

●沖塚市民交流課長

はい、今、委員御指摘のように、小俣地区につきましては、2つの小学校区で1つの地区みらい会議のほうを立ち上げていただいております。

その中で、活動事業費をどうするんかという御議論をいただきましたが、モデル事業で本格稼働までは、この活動事業、1地区分の100万円ですでさせていただくということで、協議の上、させていただいたところでございます。

◎中村豊治委員長

吉岡委員。

○吉岡勝裕委員

はい、わかりました。

その中で、今後の話になってくるかもしれませんが、小俣地区がもしかしたら分かれる可能性もないこともない。

また、今、統合校が2つの小学校区が一緒になるかもわからないということで、1つの小学校区で2つの協議会ができるかもしれない。

また、今のように、2つの小学校区が1つの協議会をつくっていく場合もあるということで、この基礎部分においては、少しその辺もですね、一緒になれば、これ1つになってなくなるんですかという、2つ置いておいたほうがお金の部分では有利ですよという観点も出てこようかと思えます。

その辺はどのように想定されていらっしゃるでしょうか、考えがあればお聞かせいただきたいと思えます。

◎中村豊治委員長

市民交流課長。

●沖塚市民交流課長

はい、基礎的な部分でございますが、先ほどの活動事業費の100万円につきましては、今、先ほど小侯の例でございますと、2つの小学校区分を100万円をお渡しをさせていただいておりますが、基本200万円までを渡させていただくと、いう形になろうと思えます。

ですので、2つの小学校区が合併をさせていただきました分、活動事業費の部分につきましては、2つの小学校区分をお渡しをさせていただくと、事務所につきましては、そこで1つでしたら、その部分Aの①の部分でございますが、その部分については、事務所1つ分という形で考えさせていただいております。

◎中村豊治委員長

よろしいですか。

吉岡委員。

○吉岡勝裕委員

そうしますと、今、小侯については、200万円になるんじゃないかなと思うんですが、その辺はいかがでしょうか。

◎中村豊治委員長

市民交流課長。

●市民交流課長

委員御発言のとおり、小侯につきましては、200万円という額に活動事業費はなります。

◎中村豊治委員長

いいですか。

〔「いいんですね。わかりました。」と呼ぶ者あり〕

◎中村豊治委員長
市民交流課長。

●沖塚市民交流課長
失礼いたしました。

現在は、100万円というてお話をいただいておりますので、100万円となっておりますが、向こうの方から話、失礼いたしました、当該地区のほうからお話をいただきましたら私どものほうは、200万円を上限としてお渡しをさせていただくという形になると思います。

◎中村豊治委員長
吉岡委員。

○吉岡勝裕委員

考え方からしますとそのほうが公平かと思っておりますので、またいろいろ、また御議論いただけたらと思います。

以上です。

◎中村豊治委員長
いいですね。

それでは、御発言もないようでありますので、以上で説明に対する質疑を終わります。お諮りをいたします。

本件につきましては、引き続き調査を継続することといたしまして、御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

◎中村豊治委員長

はい、ありがとうございます。

御異議なしと認め、そのように決定をいたしました。

本日御審議いただきます案件につきましては、以上でございます。

それではこれもちまして、総務政策委員会を閉会をいたします。

御苦労さまでした。

閉会 午前11時10分

上記署名する。

平成 年 月 日

委 員 長

委 員

委 員